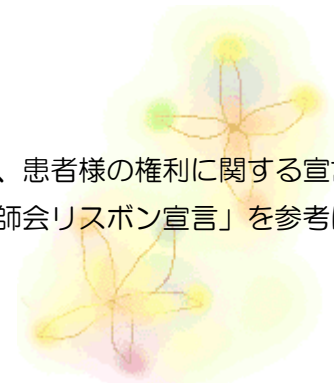


1. 【患者様の権利宣言】

わたくしたちは、患者様の尊厳を守り信頼される、良い医療を行うために、患者様の権利に関する宣言を掲げます。これは 1981 年に採択された「患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言」を参考に当院用として作成したものであります。



§ 1 良質の医療を受ける権利

個人的な背景や病気の質によって差別されること無く、適切で良質な医療を継続して受ける権利があります。

§ 2 選択の自由

病院や医師を自由に選択し、または変更する権利と他の医師の意見を求める権利があります。

§ 3 自己決定権

十分な説明を受けた後で、治療方法を自らの意思で選択し、治療を受ける又は拒否する権利があります。

§ 4 情報に関する権利

治療や症状について全てを知る権利があります。知りたくないことについては知らされない権利があります。

§ 5 秘密保持に関する権利

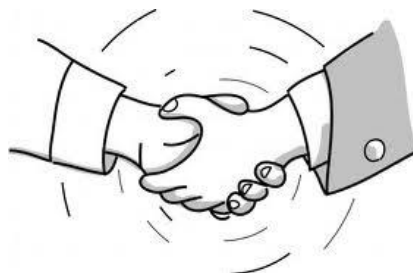
診療の過程で提供下さった全ての個人情報、プライバシーの機密保持を得る権利があります。

§ 6 尊厳性への権利

自ら病を克服しようとする主体として、常にその生命・身体・人格が尊重される権利があります。

§ 患者様へのお願い

- 自身の健康に関する情報をできるだけ正確にご提供下さい。
- 私達と協力して治療効果をあげる努力をして下さい。
- 他の患者様の治療に支障をあたえないようにご配慮下さい。
- 患者様を正しく確認させていただくために、職員がお尋ねしましたらお名前をお応えください。



2. 【患者様と医療者のパートナーシップについて】

わたくしたちは、ご利用者様の自立と社会復帰を目標とし、身体的・精神的・社会的側面にわたり、チーム医療でリハビリテーションを提供いたします。そのチーム医療に患者様が主体的に参加するためには、患者様と医療者が協同する仕組みが重要であると考えております。患者様の権利を尊重し、ご納得いただける十分な説明と情報の開示を行います。ご希望があれば他医の意見を求める事を支援いたします。また安全確保のために患者様に積極的な医療参加を求めることがあります。そうして患者様のご理解し納得したうえで選択した医療を安心して受けていただくように努めます。

§ 1 患者様の権利

患者様の権利宣言に掲げます権利を尊重し、最良の医療を目指します。患者様はこの権利に守られております。

§ 2 説明と同意（インフォームドコンセント）

医療行為（検査・処置・麻酔・手術・その他）を行う前に、その意味や目標、利点と欠点をわかりやすい言葉で説明します。わからないことは何でも、ご質問下さい。一度聞いて判らないときは再度聞いて下さい。説明の内容が充分理解でき、納得できたら患者様の自由な意思で方針を決定して下さい。これらの説明と同意は充分プライバシーを配慮して行います。

§ 3 情報開示

患者様への診療情報提供に関して決まりを設け、質の高い医療を実現するよう目指しております。個人情報管理委員会を設置し、提供する情報の範囲、提供を申し出ることができる人、方法、費用の負担を規定しております。このことで、患者様が安心して情報の提供を申し出ることができ、また患者様のプライバシー保護につながると考えます。

§ 4 セカンドオピニオン

セカンドオピニオンとは、患者様の病状や治療方針について他の医師の意見を求めることを言います。疑問や不安な点は主治医と話し合い、患者様がより納得のいく医療を受けることができるように努めておりますが、当院以外の医師の意見を求められるように、当院での診療上の情報を提供いたします。

§ 5 安全対策

当院では、常に「人は誰でも間違いを起こす」ことを念頭に、医療に携わる個人の問題と組織に潜むシステムの問題との双方を検討し、病院全体や各々の職場において安全性の向上をはかっています。

具体的には、様々な場面での医療における安全性確保のため、「医療安全管理委員会」「院内感染対策委員会」を設置し、安全対策に取り組んでおります。また、リハビリテーション病院という特性より、治療だけでなく日常生活の場でも事故のリスクが非常に高くなるため、患者さんのリスク評価に基づく防止策を実施しております。

患者様も、必要な指示の厳守や本人確認へのご協力など医療に伴うリスク管理のパートナーになることをお願いします。また、事前の説明になかったような出来事や症状など治療を受けているときに不安に感じるものがあつたら、すぐお伝え下さい。